高知県指定自立支援医療機関（精神通院医療）自己点検実施要綱

第１　趣旨

　　　この要綱は、自立支援給付に関する業務等が適正かつ円滑に行われるよう、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第66条に基づき、指定自立支援医療機関（精神通院医療に関するものに限る。以下同じ。）に対して行う自己点検票による指導に関する基本的事項を定めることにより、自立支援医療の質の確保及び実施の適正化を図る。

第２　目的

　　　自己点検票による指導は、指定自立支援医療機関又は指定自立支援医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師、その他の従事者に対し、指定自立支援医療機関（精神通院医療）療養担当規程（平成18年2月28日　厚生労働省告示第66号）等に定める自立支援医療の取扱い及び費用の請求等に関する事項について、周知徹底を図るために行うものとする。

第３　対象機関

　　　全ての指定自立支援医療機関を対象とする。（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づいて毎年実地指導を行っている精神科病院を除く。）

第４　実施方法等

　１　対象機関は、別紙様式１から３までにより、指定自立支援医療機関（精神通院医療）自己点検表（以下「自己点検表」という。）を更新申請時に作成し、自己点検を実施するとともに、その結果を県に提出するものとする。その際、点検項目中に「否」がある場合は、当該項目については、別紙様式４にて改善策記入票を作成し、自己点検表と併せて、県に提出するものとする。

２　県は、提出された自己点検表の内容を確認し、必要に応じて実地指導を行うものとし、

実地指導実施中に、運営基準違反や不正な請求が認められた場合は、実地指導を中止し、直ちに監査を行うものとする。

　附　則

この要綱は、令和２年７月１日から施行する。